

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成29年の給与勧告のポイント>

- 平成29年度の給料及びボーナスを引上げ
 - ・民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引上げ。
 - ・ボーナスを0.1月分引上げ、勤勉手当に配分。
- 扶養手当の見直し
 - ・配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ。

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所134事業所について、平成29年4月分の給与等を調査。(職種別民間給与実態調査)

(7) 月例給

職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成29年4月分の給与を比較。(ラスパイレス比較)

平成29年4月の民間給与(A)	平成29年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
376,890円	376,366円	524円 (0.14%)

(イ) 特別給(ボーナス)

平成28年8月から平成29年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較。

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	較差(A-B)
4.38月分	4.30月分	0.08月分

イ 平成29年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施。

(イ) 月例給の改定 <勧告>

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表(一)に準じ、若手職員を中心に引上げ。(平均改定率0.2%)

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ。

b 初任給調整手当の改定

医師の処遇を確保するため、初任給調整手当を引上げ。(支給限度額413,800円→414,300円)

c 実施時期

平成29年4月1日

・改定を行った場合の職員の平均給与(行政職給料表)

改定前	改定額	改定後
376,366円	511円	376,877円

参考(行政職給料表)

職員数 3,950人
平均年齢 43.4歳
平均勤続年数 19.3年

・改定額(511円)の内訳

給料	はね返し分(注)	計
487円	24円	511円

(注) 給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 < 勧告 >

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分。（4.30月分→4.40月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
29年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）	1.80月（現行1.70月）
	計	2.075月（支給済み）	2.325月（現行2.225月）	4.40月（現行4.30月）
30年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.90月	0.90月	1.80月
	計	2.125月	2.275月	4.40月

b 実施時期

平成29年12月1日

ウ 扶養手当の見直し

国及び他の都道府県の改定状況を考慮し、以下のとおり見直し。

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ。（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 部長級（行政職給料表9級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。次長級（行政職給料表8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給。
- ・ 配偶者に係る手当額の減額及び子に係る手当額の増額は、平成30年4月1日から段階的に実施。

エ 公務運営の改善

(7) 人材の確保

- ・ 職員採用I種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施。
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、内容を更に充実させて情報発信。

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、各任命権者で特定事業主行動計画が策定され、平成28年4月から取組。
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、平成28年度からは、県職員を目指す女性を対象にセミナーを実施。
- ・ 管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施。
- ・ 今後さらに、各任命権者において、男女ともにやりがいを感じ能力を十分に発揮しながら働き続けられる職場環境の整備など、行動計画に定めた目標達成に向けた積極的な取組を進めていくことが必要。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、各任命権者において、人事管理の基礎として人事評価制度を公正、適正に運用し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じて改善していくよう努めるべき。

(イ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に係る方針を踏まえ、本県においても定年退職する職員が希望する場合は再任用により対応してきたところ。
- ・ 一方で、公務員の定年の引き上げについて、現在、関係府省や人事院において必要な検討が行われているところであることから、国における検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく。

- ・ 今後数年にわたり、多くの定年退職者が見込まれることから、高齢層職員の能力及び経験の活用がますます重要。
- ・ 各任命権者は、職員が意欲を持って職務に取り組めるよう、より一層の計画的な人事管理に努めていくことが必要。

(オ) 会計年度任用職員制度の整備

- ・ 平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（改正法）が公布され、新たに一般職の会計年度任用職員について規定。
- ・ 平成32年4月の改正法の施行に向け、適正かつ円滑に制度を導入できるよう、各任命権者は、改正法の趣旨に則り、人事管理の計画的推進や勤務条件の整備などの必要な準備を行っていかねばならない。

(カ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」が実施されるなど、各任命権者において様々な取組の徹底が図られている。今後も引き続き、実効性のある施策を積極的・継続的に実施することにより、超過勤務の縮減を図ることが必要。
- ・ 多忙化する教職員の勤務状況の改善については、教職員の勤務態様を踏まえ、更に業務の適正化を図り、より一層の勤務状況の改善に努めることが必要。
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要。

b 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現のため、朝型勤務制度、子の看護のための休暇制度の拡充等、特定事業主行動計画に基づく職員が積極的に育児参加するための意識啓発等を実施。
- ・ 今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知し、職員が安心して仕事と育児や介護を両立することができるよう、勤務環境づくりを進めていくことが必要。

c 心の健康づくりの推進

- ・ 精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェック制度など、各任命権者の取組は年々充実。
- ・ 心の健康づくり対策にはハラスメントの防止も重要。各任命権者は、相談窓口の設置や妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを対象とした指針を新たに策定するなどの取組を実施。引き続き、職員に対し、各種ハラスメント防止に関する一層の意識啓発に取り組む必要。

d 非常勤職員の勤務環境の整備

- ・ 非常勤職員の給与、休暇等の勤務条件について、今後、民間における同一労働同一賃金の議論や国及び他の都道府県の動向を注視する必要。

(2)報告資料

ア 職員の給与

(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成28年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
一般職員	全	14,592	△ 76	3,609	32	18	332	2,772	5,302	13	2,514
	行政職	3,950	△ 21	3,110	32	18	285	183	-	13	309
	研究職	206	△ 6	163	-	-	27	-	-	-	16
	医療職(1)	28	△ 5	28	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	103	5	95	-	-	-	8	-	-	-
	医療職(3)	213	1	213	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	24	△ 6	-	-	-	-	-	24	-	-
	学校事務職員	293	0	-	-	-	-	-	293	-	-
	計	4,817	△ 32	3,609	32	18	312	191	317	13	325
	高等学校等教育職員	2,529	△ 49	-	-	-	-	2,529	-	-	-
教育職員	県立中学校教育職員	52	△ 1	-	-	-	-	52	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	5,005	△ 10	-	-	-	20	-	4,985	-	-
	計	7,586	△ 60	-	-	-	20	2,581	4,985	-	-
警察官	2,189	16	-	-	-	-	-	-	-	-	2,189

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
			人	歳	年
全			14,592	42.2	18.0
一般職員	行政職		3,950	43.4	19.3
	研究職		206	42.7	16.4
	医療職(1)		28	42.1	7.1
	医療職(2)		103	41.1	14.6
	医療職(3)		213	45.4	18.1
	学校栄養職員		24	46.1	21.9
	学校事務職員		293	42.4	22.5
	計		4,817	43.4	19.2
教育職員	高等学校等教育職員		2,529	43.6	18.6
	県立中学校教育職員		52	43.3	18.5
	市町村立小・中学校等教育職員		5,005	42.5	18.1
	計		7,586	42.9	18.3
警察官			2,189	37.2	14.8
平成28年4月 全			14,668	42.6	18.7

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	79.3	8.0	12.6	0.1	61.9	38.1	
一般職員	行政職	100.0	74.5	8.5	16.7	0.3	77.4	22.6
	研究職	100.0	94.7	3.4	1.9	-	80.6	19.4
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	78.6	21.4
	医療職(2)	100.0	79.6	20.4	-	-	60.2	39.8
	医療職(3)	100.0	37.1	49.3	13.6	-	33.8	66.2
	学校栄養職員	100.0	45.8	54.2	-	-	4.2	95.8
	学校事務職員	100.0	1.4	36.9	61.8	-	31.4	68.6
	計	100.0	69.4	12.2	18.1	0.2	72.1	27.9
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.5	4.2	0.4	-	53.5	46.5
	県立中学校教育職員	100.0	94.2	5.8	-	-	59.6	40.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	90.8	9.1	0.0	-	43.4	56.6
	計	100.0	92.4	7.4	0.1	-	46.9	53.1
警察官	100.0	55.6	0.8	43.5	0.0	91.5	8.5	
平成28年4月 全	100.0	78.9	8.4	12.6	0.1	62.5	37.5	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計	
	円	円	円	円	円	円	
全	347,205	9,291	12,716	369,212	12,220	381,432	
一般職員	行政職	334,768	11,538	15,815	362,121	14,245	376,366
	研究職	347,189	12,566	12,760	372,515	14,251	386,766
	医療職(1)	421,832	7,732	74,557	504,121	378,064	882,185
	医療職(2)	313,864	9,199	9,046	332,109	8,261	340,370
	医療職(3)	343,612	7,293	6,402	357,307	4,302	361,609
	学校栄養職員	332,342	3,750	9,259	345,351	3,932	349,283
	学校事務職員	321,115	5,452	7,817	334,384	6,001	340,385
	計	334,907	10,913	14,946	360,766	15,239	376,005
教育職員	高等学校等教育職員	378,945	8,531	13,016	400,492	8,715	409,207
	県立中学校教育職員	371,230	9,106	13,916	394,252	9,270	403,522
	市町村立小・中学校等 教育職員	358,526	6,512	9,932	374,970	12,388	387,358
	計	365,420	7,203	10,987	383,610	11,144	394,754
警察官	311,144	12,957	13,799	337,900	9,306	347,206	

平成28年4月 全	349,733	9,474	12,651	371,858	12,241	384,099
行政職	335,147	11,876	15,541	362,564	13,929	376,493

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」及び「平成27年切替に伴う経過措置額」を含む。

イ 民間給与関係

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成29年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所276事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから134事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集 計

(a) 調査実人員

初任給関係409人（行政職に相当する調査実人員301人）、初任給関係以外の調査職種5,672人（行政職に相当する調査実人員4,608人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は16,375人であり、行政職に相当するものは、11,093人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	116	5	2	10	36	63	37	50	29
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	1	-	1	5	3	3	1
製造業	52	4	-	3	18	27	7	30	15
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	21	-	1	2	7	11	10	4	7
卸売業、小売業	5	-	-	-	2	3	3	1	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	6	-	-	2	1	3	3	2	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	25	1	-	3	7	14	11	10	4

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が14所あった。
- 2 調査対象事業所134所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた130所に占める調査完了事業所116所の割合（調査完了率）は、89.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,761	205,687	201,428	※ 189,458
	短大卒	183,048	※ 186,410	178,238	—
	高校卒	159,389	158,368	162,619	156,027

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	10	53.7	760,469	1,047	759,422	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.0	772,190	-	772,190	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	56.7	712,097	5,370	706,727	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	56.0	639,337	-	639,337	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	58.3	840,501	-	840,501	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	54.2	476,467	-	476,467	
	事務部長	119	53.5	546,224	406	545,818	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	89	53.2	563,282	279	563,003	
	短大卒	9	53.5	454,068	-	454,068	
	高校卒	21	54.2	537,168	1,066	536,102	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	75	52.3	627,819	6,337	621,482	同 上
	大学卒	52	53.0	672,814	2,741	670,073	
短大卒	5	54.9	617,072	-	617,072		
高校卒	18	49.9	505,411	18,044	487,367		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	55	50.8	510,195	2,368	507,827	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長－課長間)	
大学卒	49	51.0	527,927	2,143	525,784		
短大卒	3	48.1	366,253	994	365,259		
高校卒	3	50.9	380,688	8,775	371,913		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	41	51.4	535,037	2,720	532,317	同 上	
大学卒	26	51.1	554,555	1,749	552,806		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	14	52.1	489,995	4,898	485,097		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	313	49.8	526,031	6,257	519,774	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	209	48.9	544,442	6,576	537,866		
短大卒	17	50.7	418,816	3,580	415,236		
高校卒	87	51.7	505,788	6,052	499,736		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	226	49.0	542,503	18,107	524,396	同 上	
大学卒	131	47.8	543,068	7,591	535,477		
短大卒	27	47.4	554,999	16,820	538,179		
高校卒	68	51.7	536,910	37,819	499,091		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成29年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当(B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	214	48.6	490,574	26,753	463,821	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	144	47.7	488,829	24,692	464,137	
	短大卒	23	50.7	467,227	47,351	419,876	
	高校卒	47	50.7	505,808	24,455	481,353	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	110	46.1	495,491	8,619	486,872	同上
	大学卒	76	44.8	500,931	7,048	493,883	
	短大卒	9	47.2	465,894	13,204	452,690	
	高校卒	25	51.5	482,457	14,046	468,411	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	381	45.8	433,709	55,236	378,473	係の長及び係長級専門職
	大学卒	185	43.8	421,571	55,177	366,394	
	短大卒	39	48.9	387,258	44,630	342,628	
	高校卒	157	47.4	460,128	58,092	402,036	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	253	43.1	511,106	61,712	449,394	同上
	大学卒	129	40.5	516,944	72,020	444,924	
	短大卒	30	45.6	496,827	39,419	457,408	
	高校卒	85	47.3	490,246	52,629	437,617	
	中学卒	9	50.1	653,472	9,522	643,950	
事務主任	218	42.3	363,033	39,719	323,314	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	109	41.2	382,159	47,715	334,444		
短大卒	33	42.0	391,161	37,528	353,633		
高校卒	75	43.9	326,797	30,663	296,134		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	272	42.8	447,019	68,453	378,566	同上	
大学卒	123	39.7	404,981	64,106	340,875		
短大卒	30	40.8	411,914	53,355	358,559		
高校卒	116	46.6	500,903	78,316	422,587		
中学卒	3	46.2	521,747	8,633	513,114		
事務係員	1,358	36.2	300,188	36,011	264,177		
大学卒	753	33.9	314,088	43,508	270,580		
短大卒	170	39.3	282,862	25,988	256,874		
高校卒	433	38.9	282,548	26,675	255,873		
中学卒	2	38.0	196,807	19,520	177,287		
技術係員	957	35.3	377,735	80,318	297,417		
大学卒	466	33.6	372,215	81,351	290,864		
短大卒	152	33.6	375,441	88,134	287,307		
高校卒	336	39.2	389,011	72,712	316,299		
中学卒	3	39.5	282,691	70,039	212,652		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	376,890 円	376,366 円	524 円 (0.14%)